

第2章 障害のある人の状況

1 障害のある人の定義

(1) 平成23年8月、障害者基本法の一部改正により、「障害者」の定義が、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と改められました。

この新たな定義を踏まえ、現在、国において障害者自立支援法に代わる新たな法制度となる障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた検討が進められているところです。

(2) 一方、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害のある人等の地域生活を支援するため、平成22年12月に障害者自立支援法が一部改正され、同法における「障害者」とは、「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。（略））のうち18歳以上である者」をいうと規定されました。（なお、「障害児」については、「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」とされています。）

(3) 本計画は、障害者自立支援法に基づく計画であることから、(2)の定義に基づき、障害のある人の状況を次のとおり集計しました。

2 障害のある人の推移

(1) 本県の障害のある人は年々増加しており、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する人の合計は、106,117人（平成23年3月31日現在）と平成17年度からの5年間で8.5%増加しています。

●手帳所持者の状況

（各年度3月31日現在）

平成17年度 （人）	平成18年度 （人）	平成19年度 （人）	平成20年度 （人）	平成21年度 （人）	平成22年度	
					（人）	H17対比（%）
97,803	99,530	101,290	103,423	103,931	106,117	108.5

（参考）岡山県人口 平成23年3月31日現在 1,940,116人

(2) 種類別の手帳所持者の状況は、身体障害者手帳所持者84,857人（構成比80.0%）、療育手帳所持者13,719人（同12.9%）、精神障害者保健福祉手帳所持者7,541人（同7.1%）（いずれも平成23年3月31日現在）となっています。

●種類別の手帳所持者の状況 （各年度3月31日現在）

区 分	平成17年度		平成21年度		平成22年度	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
身体障害者手帳所持者	81,770	83.6	84,014	80.8	84,857	80.0
療育手帳所持者	11,398	11.7	13,170	12.7	13,719	12.9
精神障害者保健福祉手帳所持者	4,635	4.7	6,747	6.5	7,541	7.1
合 計	97,803	100.0	103,931	100.0	106,117	100.0

3 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳を所持している人は年々増加しており、平成23年3月31日現在で84,857人となっており、平成17年度からの5年間で3.8%増加しています。中でも内部障害のある人の増加が著しく、同じく14.4%増となっています。また高齢の障害のある人が増えており、同じく7.0%増となっています。

障害区分別にみると、肢体不自由が48,623人（57.3%）と最も多く、次いで内部障害22,255人（26.2%）、聴覚・平衡機能障害6,855人（8.1%）、視覚障害6,180人（7.3%）、音声・言語障害944人（1.1%）となっています。

●身体障害者手帳所持者の障害区分別状況 （各年度3月31日現在）

区 分	平成17年度		平成21年度			平成22年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)
視 覚 障 害	6,622	8.1	6,279	7.5	-5.2	6,180	7.3	-6.8
聴覚・平衡機能障害	7,044	8.6	6,881	8.2	-2.3	6,855	8.1	-2.7
音 声 ・ 言 語 障 害	874	1.1	909	1.1	+4.0	944	1.1	+8.0
肢 体 不 自 由	47,780	58.4	48,381	57.6	+1.3	48,623	57.3	+1.8
内 部 障 害	19,450	23.8	21,564	25.7	+10.9	22,255	26.2	+14.4
合 計	81,770	100.0	84,014	100.0	+2.7	84,857	100.0	+3.8

●身体障害者手帳所持者の年齢別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成17年度		平成21年度			平成22年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)
18歳未満	1,460	1.8	1,461	1.7	+0.1	1,478	1.7	+1.2
18歳以上65歳未満	23,840	29.2	82,553	98.3	+2.8	22,968	27.1	-3.7
65歳以上	56,470	69.1				60,411	71.2	+7.0
合 計	81,770	100.0	84,014	100.0	+2.7	84,857	100.0	+3.8

●身体障害者手帳所持者の等級別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成17年度		平成21年度			平成22年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)
1 級	24,912	30.5	25,724	30.6	+3.3	25,889	30.5	+3.9
2 級	14,682	18.0	14,113	16.8	-3.9	13,976	16.5	-4.8
3 級	10,651	13.0	11,199	13.3	+5.1	11,374	13.4	+6.8
4 級	18,435	22.5	20,552	24.5	+11.5	21,243	25.0	+15.2
5 級	6,540	8.0	6,245	7.4	-4.5	6,190	7.3	-5.4
6 級	6,550	8.0	6,181	7.4	-5.6	6,185	7.3	-5.6
合 計	81,770	100.0	84,014	100.0	+2.7	84,857	100.0	+3.8

4 知的障害のある人の状況

療育手帳を所持している人は年々増加しており、平成23年3月31日現在で13,719人となっており、平成17年度からの5年間で20.4%増加しています。

等級別にみると、療育手帳B（中・軽度）の所持者の増加が大きく、同じく26.1%増となっています。また、年齢別にみると、18歳未満の人と65歳以上の人の増加が大きく、それぞれ同じく30.3%増、29.0%増となっています。

●療育手帳所持者の等級別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成17年度		平成21年度			平成22年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)
療育手帳A	4,578	40.2	5,001	38.0	+9.2	5,118	37.3	+11.8
療育手帳B	6,820	59.8	8,169	62.0	+19.8	8,601	62.7	+26.1
合 計	11,398	100.0	13,170	100.0	+15.5	13,719	100.0	+20.4

●療育手帳所持者の年齢別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成17年度		平成21年度			平成22年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)
18歳未満	2,525	22.2	3,068	23.3	+21.5	3,291	24.0	+30.3
18歳以上65歳未満	8,086	70.9	10,102	76.7	+13.9	9,413	68.6	+16.4
65歳以上	787	6.9				1,015	7.4	+29.0
合 計	11,398	100.0	13,170	100.0	+15.5	13,719	100.0	+20.4

5 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は年々増加しており、平成23年3月31日現在で7,541人と、平成17年度からの5年間で62.7%増加しています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成17年度		平成21年度			平成22年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)
1 級	1,025	22.1	1,115	16.5	+8.8	1,154	15.3	+12.6
2 級	3,072	66.3	4,981	73.8	+62.1	5,558	73.7	+80.9
3 級	538	11.6	651	9.7	+21.0	829	11.0	+54.1
合 計	4,635	100.0	6,747	100.0	+45.6	7,541	100.0	+62.7

○厚生労働省の患者調査に基づく精神疾患のある患者の推計値

平成20年患者調査を基に県内の患者を推計すると約36,000人となります。

●患者調査

(単位：人)

区 分	平成20年
血管性及び詳細不明の認知症	2,000
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	9,000
気分「感情」障害（そううつ病を含む）	8,000
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	6,000
その他の精神及び行動の障害	2,000
アルツハイマー病	6,000
てんかん	3,000
精 神 疾 患 計	36,000